

デロイト トーマツ チャイナ ニュース ダイジェスト版(2017 年第 2 四半期号)

(Vol.173 2017 年 4 月号 - Vol.175 2017 年 6 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

税務情報 Q&A

Q: 税関輸出入貨物申告書のロイヤリティに関する設問に変化があったと聞きました。

デロイト天津事務所 税務部 マネジャー 竹田 剛

A: 税関総署は 2016 年 3 月に「中華人民共和国税関:輸出入貨物税関申告書の記入規範の改訂に関する公告」(以下、“20 号公告”と表記)を公布、施行した。更に、2017 年 3 月になって第 13 号公告(以下、“13 号公告”と表記)を公布し、20 号公告に対し改訂が加えられた。改訂後の税関申告書の記入規範は、2017 年 3 月 29 日から正式に施行されている。

企業への影響と主な変更点

今回の改訂(13 号公告)では、いくつかの輸出入税関申告書(以下、“申告書”と表記)の記入項目に関する修正および明確化が行われたが、特に重要な点として、昨年施行された 20 号公告により回答が義務付けられた「ロイヤリティ支払いの確認」に関する規定が挙げられる。

今回施行された 13 号公告によって、企業はロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連するか否か確認できない場合、申告書の「貨物に関連するロイヤリティ支払いの確認」の設問に対し“はい”と回答しなければならないことが明確化された。したがって、企業が“いいえ”と回答したにもかかわらず、ロイヤリティと輸入貨物の間に関連性がないことを証明する十分な根拠を提供できない場合、税関査察を受けた際に虚偽申告であると認定されるリスクも存在する。

13 号公告の施行により、これまでの申告書に質問事項として記載されていた「ロイヤリティ支払いの確認」が、「貨物に関連するロイヤリティ支払いの確認」に変更された。企業は、この質問に対し、申告書の記入に際しては、以下のルールに基づき行うべき旨が規定されている。同時に、これらを踏まえて、企業は、専門家の意見も活用しながら早急に将来起こりうる税関調査への対策を講じることが望まれる。

状況	記入すべき回答
i. ロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連することが確認された場合	“はい”と記入
ii. ロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連するか否か確認できない場合	“はい”と記入
iii. ロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連しないことが確認された場合	“いいえ”と記入
iv. ロイヤリティの支払いがない場合。或いはロイヤリティの支払いがあるが、すでにこれが貨物の輸入価格に含まれている場合	“いいえ”と記入

*買手の支払ったロイヤリティが輸入貨物と関連するか否かの判断は、依然として「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(以下、「査定弁法」)第 13 条の規定に基づき行う。

13 号公告の詳細は、[デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.175](#) (2017 年 6 月号) 税務情報をご覧ください。

税務情報 科学技術型中小企業の研究開発費用追加控除比率が 75%に引上げ ～デロイト中国発行「Newsflash」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文 ([中文](#)) に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国財政部、国家税務総局、科学技術部は 2017 年 5 月 2 日に共同で財税 [2017] 34 号通達 (以下「34 号通達」) を公布し、2017～2019 年において発生する科学技術型中小企業の研究開発費用 (R&D 費用) について、税引前の追加損金算入比率を現行の 50%から 75%に引き上げることを規定した。続いて 5 月 3 日に、国科発政 [2017] 115 号通達により《科学技術型中小企業評価弁法》(以下「評価弁法」) を公布し、上述した政策の適用対象、すなわち、「科学技術型中小企業」に関する評価指標と申請手続について明確化した。

新規定のキーポイント

1) 優遇措置の強化: 研究開発費の追加控除比率を 75%に引上げ

科学技術型中小企業の研究開発活動において実際に発生した研究開発費用について、無形資産を形成せず当期の損益に計上する場合には、規定に基づき実際の発生額を損金算入した上で、2017 年 1 月 1 日～2019 年 12 月 31 日の間に、研究開発費用の 75%を追加で損金算入できること、無形資産として計上する場合には、上述の期間において、無形資産原価の 175%を償却費として損金算入することが認められる。従来の 50%の追加損金算入比率と比べて、新規定において優遇措置が大きく強化されている。

2) 自主評価、任意申請

科学技術型中小企業資格の判断は、企業による自主評価が採用される。すなわち、企業が《評価弁法》の規定に従い、自身が科学技術型中小企業の認定条件に合致するか否かに関する自主評価を行い、条件に合致すると判断した場合、「全国科学技術型中小企業情報サービスプラットフォーム」(以下「サービスプラットフォーム」) で企業情報を登録する。登録後、10 営業日の公示を経て、異議申立てを受けなかった場合、企業は「全国科学技術型中小企業情報データベース」(以下「情報データベース」) にインプットされ、登録番号の発行を受ける。

3) 定期的なアップデート、サンプリング検査およびモニタリング

情報データベースにインプットされた企業は毎年 3 月末までにサービスプラットフォームを通じて「科学技術型中小企業情報表」のアップデートを行うと同時に、自主的に再評価を行わなければならない。また、省レベルの科学技術管理部門は情報データベースにインプットされた企業に対してサンプリング検査を行い、その結果、評価条件に合致しない、あるいは期限どおりに「科学技術型中小企業情報表」のアップデートを行わなかった企業は資格を剥奪され、関連の優遇措置の適用資格を失う。

デロイト中国の考察およびアドバイス

《国家創新驅動發展戰略綱要》の実施および「大衆創業、万衆創新」の推進という背景のもと、研究開発費用の税引前追加損金算入比率を現行の 50%から 75%に引き上げることが、中小企業による研究開発への投資強化および科学技術イノベーションを後押しするための重要措置である。

留意すべき点として、科学技術型中小企業向け優遇政策の適用を申請する企業は、相応のコンプライアンス義務を履行しなければならない。例えば、情報アップデートに関する義務を期限どおりに履行しなかった場合、優遇政策の適用資格を失う可能性がある。したがって、企業はそれに関するリスクを認識する必要がある。

優遇政策の適用を受けるために科学技術型中小企業の資格申請を検討している企業には、今回公布された《評価弁法》に基づき、実施可能性とリスク評価を行うと同時に、関連する事業計画あるいは自主評価等に関する準備活動を展開することが推奨される。また、2017 年は関連する優遇政策実施の初年度であることから、科学技術型中小企業の評価と申請に関する多くの実施細則と実務要求が段階的に整備される見通しである。したがって、関係企業は引き続き法規と実務の動向に留意し、必要に応じて専門機構に協力を求めることで、関連の認定・申請作業を適時かつスムーズに推進する必要がある。

評価弁法ならびに科学技術型中小企業資格にかかるの評価指標についての詳細と解説については、[デロイト トーマツ チャイナ ニュース](#) Vol.175 (2017 年 6 月号) 税務情報をご覧ください。

税務情報

増値税税率の簡素化および増値税改革に関する徴収管理問題についての新規定 ～デロイト中国発行「Newsflash」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2017年4月19日に開催された国務院常務会議において、李克強首相は増値税改革を継続して推進し、増値税税率構造を簡素化すること¹を決定した。また、国家税務総局は2017年4月20日に第11号公告²(以下「11号公告」)を公布し、増値税改革の試験導入において浮かび上がった徴収管理上の問題について、明確化と解釈を行った。

増値税税率13%は2017年7月1日より廃止

今回の税率の簡素化により廃止される13%の増値税税率は、主に下記3種類の製品に係るものである。

1. 穀物、食用植物油、飼料、化学肥料等
2. 水道水、暖房装置、天然ガス等の公益事業製品
3. 図書、新聞、雑誌等の文化類製品

留意点として、今回は農産物、天然ガス等にかかる増値税税率が13%から11%に引き下げられるとともに、仕入税額の減少による税負担の増加を避けるため、農産物の高付加価値加工を行う企業に対し、農産品仕入に係る仕入税額控除の程度は現状を維持し変更されない。

建設業界に関する一部の徴収管理事項

建設業企業が発注者と工事請負契約を締結した後、内部授権または三者協議等を通じて、グループ内のその他の納税者(すなわち第三者)に発注者向け建設業務の提供を授権し、かつ当該第三者が発注者と直接工事代金の決済を行う場合、増値税の納付および発注者向け増値税發票の発行は、発注者と工事請負契約を締結している建設業企業ではなく、当該第三者が行うことになる。また発注者は、建設業務を実際に提供する納税者が発行する増値税専用發票をもって、仕入税額控除を行うことができる。

混合販売および兼営

11号公告において、納税者が仮設建築物、機械設備、鋼構造材料等の自社生産貨物を販売すると同時に建設・据付サービスを提供する場合、混合販売行為に該当せず、貨物販売と建設業務の売上高を区分して計算し、それぞれ適用すべき税率あるいは徴収率に基づき税額を計算しなければならないことを明確にしている。

金融機関をまたぐ銀行カード決済サービスに関する發票発行の取扱い

金融機関をまたぐ銀行カード決済は通常、イシューア(issu:カード発行機関)、決済機関(例えば銀聯)、アクワイア(acquirer:カード加盟店契約会社)を含む三者の金融機関にかかわる。増値税改革以降、カード加盟店は、金融機関によるカード決済手数料にて発生する仕入増値税を仕入税額控除することができるが、どの金融機関がカード加盟店に増値税専用發票を発行すべきか、および三者の金融機関の間における發票発行の取扱いは、業界内で検討の焦点となってきた。11号公告においては、その取扱いについて明確にされている。

仕入税額控除に係る發票の認証・確認期限が360日まで延長

11号公告により、上述の發票と税関輸入増値税専用納付書に関する認証・確認および審査照合の期限は、「関連する証憑の発行日より180日」から「360日」に延長された。これは、仕入税額控除の面で企業にとって有利な影響をもたらす。当該規定は2017年7月1日より施行される。

デロイト中国の考察およびアドバイス

11号公告における十条の規定は、一部の業界における典型的な問題に対する税務上の取扱いについて明確な意見を提供するものであるとともに、企業と税務当局間の見解の相違の減少、および納税者におけるコンプライアンスコストの低減等に寄与するものである。関連する納税者には、11号公告の内容について理解し、自身の実状に基づき対応措置(例えば価格のレビューと調整、契約書の修正、川上・川下企業とのコミュニケーション等)を取ることが望まれる。

なお、増値税税率の簡素化に関する情報は基本的に明確となり、農産物、天然ガス等にかかる増値税税率は13%から11%に引き下げられる。これは、関連する企業における税負担の軽減や業界の発展に有利であることは明らかである。関連する企業には、今後の規定公布に関する動向に留意し、政策による減税効果をより効果的に利用できるよう、積極的に準備を行うことが望まれる。

11号公告についての詳細と解説については、[デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.174](#) (2017年5月号) 税務情報をご覧ください。

¹ 国務院常務会議(中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト(中国語))

² 第11号公告(国家税務総局ウェブサイト(中国語))

なお、本記事の意見にわたる部分は執筆者の私見であり、デロイト トーマツ グループの公式見解ではありません。

デロイト トーマツ グループ／徳勤華永会計事務所LLP (デロイト中国) による、中国事業展開サポート、日系企業サービスのご紹介：

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- デロイト トーマツ グループ 中国ビジネスサポート：

<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/international-business-support/solutions/gbs/china.html>

- デロイト中国 JSG (日系企業サービスグループ)：

<https://www2.deloitte.com/cn/en/pages/international-business-support/solutions/jsg-japanese.html>

デロイト トーマツ グループによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先：

デロイト トーマツ合同会社 中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

代表電話：03-6720-8341 / Fax：03-6720-8346

E-mail：chugoku@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際デスク

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話：092-751-1120 / Fax：092-751-1035

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話：06-4560-6031 / Fax：06-4560-6039

E-mail：jposakatsjimukyoku@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋

代表電話：052-565-5511 / Fax：052-565-5548

◆ 「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバー

<http://www2.deloitte.com/jp/chinanews>

◆ 「デロイト トーマツ メールマガジン／デロイト トーマツ チャイナ ニュース」の配信申し込み

http://www2.deloitte.com/jp/ja/footerlinks/email-magazines.html?icid=bottom_emailmagazines

◆ お問い合わせ先：デロイト トーマツ合同会社 中国室 E-mail：chugoku@tohmatu.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。